

仕 様 書

1 件 名

R I 施設の測定業務等委託

2 目 的

R I 研究施設の能力を保持することにより、R I による被ばく低減や汚染拡散を未然に防ぐことを目的とする。

3 契約期間

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 32 (2020) 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

東京都八王子市南大沢 1-1

首都大学東京南大沢キャンパス R I 研究施設

5 作業時間

土・日・祭日を除く、午前 9 時から 17 時 45 分まで (常駐) とする。(うち、12 時 30 分から 13 時 30 分まで休憩時間とする)。

ただし、法人の担当者と事前に協議することにより、作業時間を変更することができる。なお、平成 31 (2019) 年 12 月 29 日から平成 32 (2020) 年 1 月 3 日までの間は休みとする。

6 業務履行に関する要件

管理区域内で作業を行う者は、放射線業務従事者として認定されていること。受託者は、作業環境測定機関 (放射性物質) として登録されていること。

7 作業項目及び内容

- 1) 作業項目については、表-1 のとおりとする。
- 2) 作業内容については、特記仕様書のとおりとする。

8 業務の引継ぎ

受託者の変更時に当たっては、契約開始日前に新・旧受託者で少なくとも 2 日は引継ぎ業務を行い、当該業務に支障をきたすことがないよう対処すること。なお、日程等の調整は新・旧受託者で行うこと。また、必ず業務の詳細を記載した引継ぎ書を作成すること。

9 報 告

受託者は、作業・点検事項等について、別途報告書を作成するように指示された事項以外を日誌に記載し、報告すること。

10 支払い方法

契約月額を毎月払いとする。ただし当該月の履行が完了し適正な請求書が提出された後、60日以内とする。

11 その他

- 1) 本仕様書、特記仕様書等において疑義等がある場合は、本法人担当者と書面にて協議すること。
- 2) 受託者は、契約締結後すみやかに年間作業計画表を提出し、法人の担当者の承認を得なければならない。
- 3) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

【担当者】 公立大学法人首都大学東京

首都大学管理部理系管理課庶務係 幣原

電 話 042-677-1111（内線 3027）

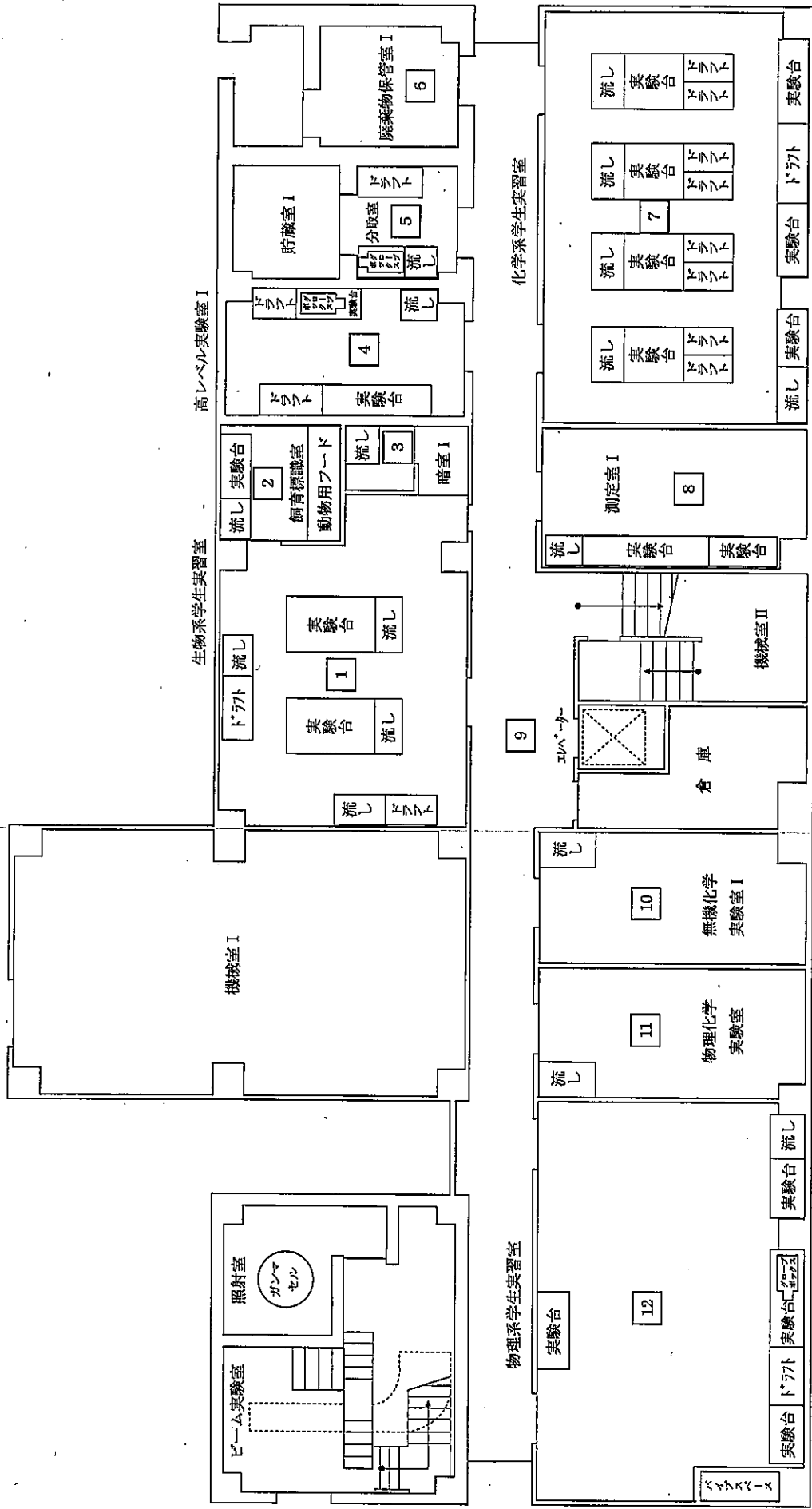
F A X 042-677-1222

表－1 作業項目

No.	項 目	回 数
1	管理区域における空气中放射性物質濃度測定業務	12回/年
2	放射線障害防止法に基づく測定業務 (定期)	12回/年
	「排水中放射性物質濃度測定」のみ (定期)	24回/年
	放射線障害防止法に基づく測定業務 (日常)	12月/年
3	R I 研究施設内清掃業務 (定期)	4回/年
	(日常)	12月/年
4	ドラフト内清掃業務	4回/年
5	R I 廃棄物分別、詰替業務	4回/年
6	管理区域に立ち入る者の入退管理業務	12月
7	管理区域に立ち入る者の被ばく及び汚染管理業務	12月
8	管理区域からの持ち出し物品の汚染検査業務	12月
9	R I モニタリング監視装置の監視及び制御業務	12月
10	放射線測定器の管理業務	12月
11	建築物の管理業務	12月
12	電気設備の管理業務	12月
13	排気設備の管理業務	12月
14	排水設備の管理業務	12月
15	有機廃液の焼却業務	12月
16	空調設備の点検管理業務	12月
17	帳簿作成・管理	随時

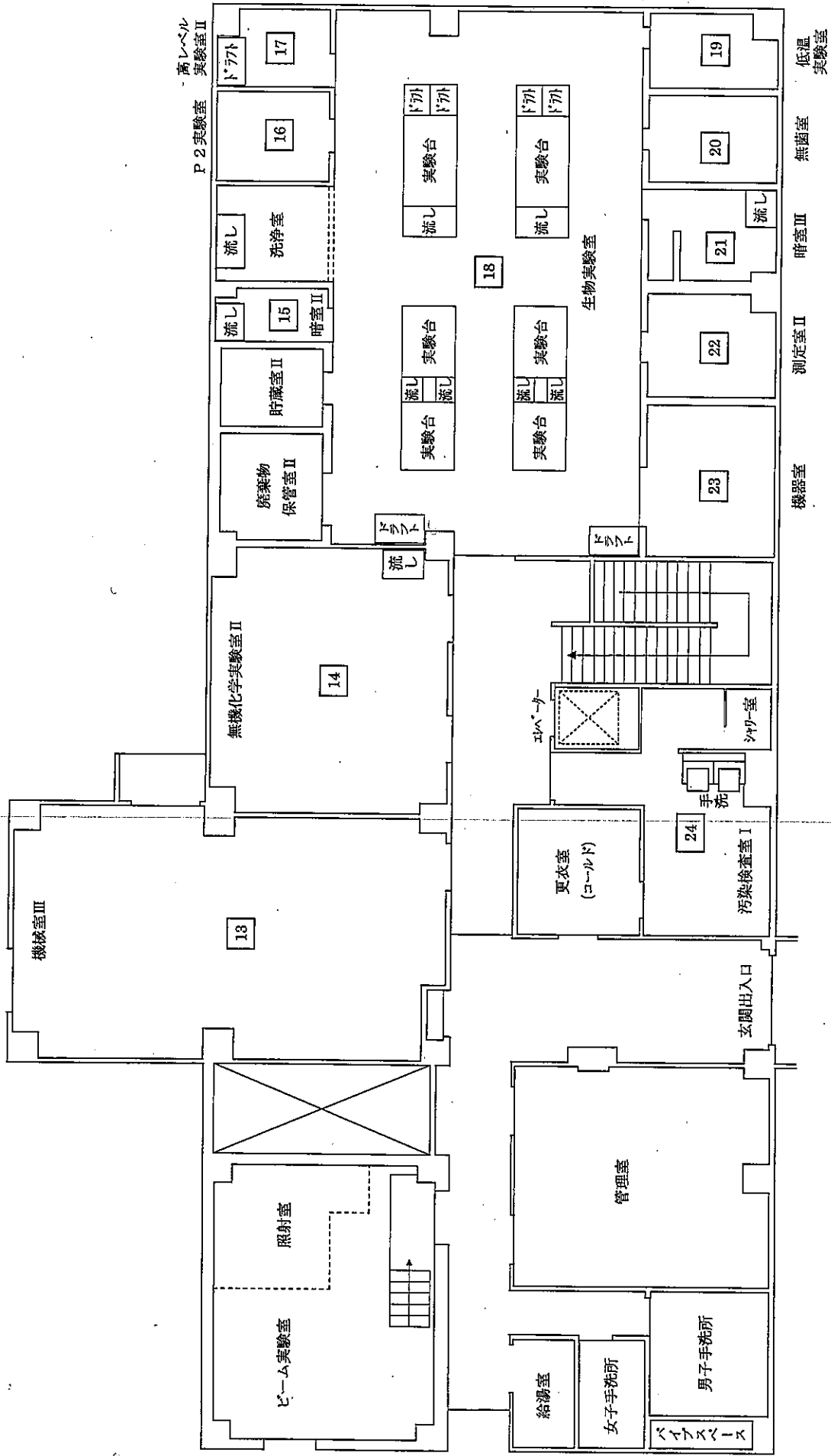
※ 各業務内容は特記仕様書を参照のこと。

◎空气中放射性物質濃度測定箇所



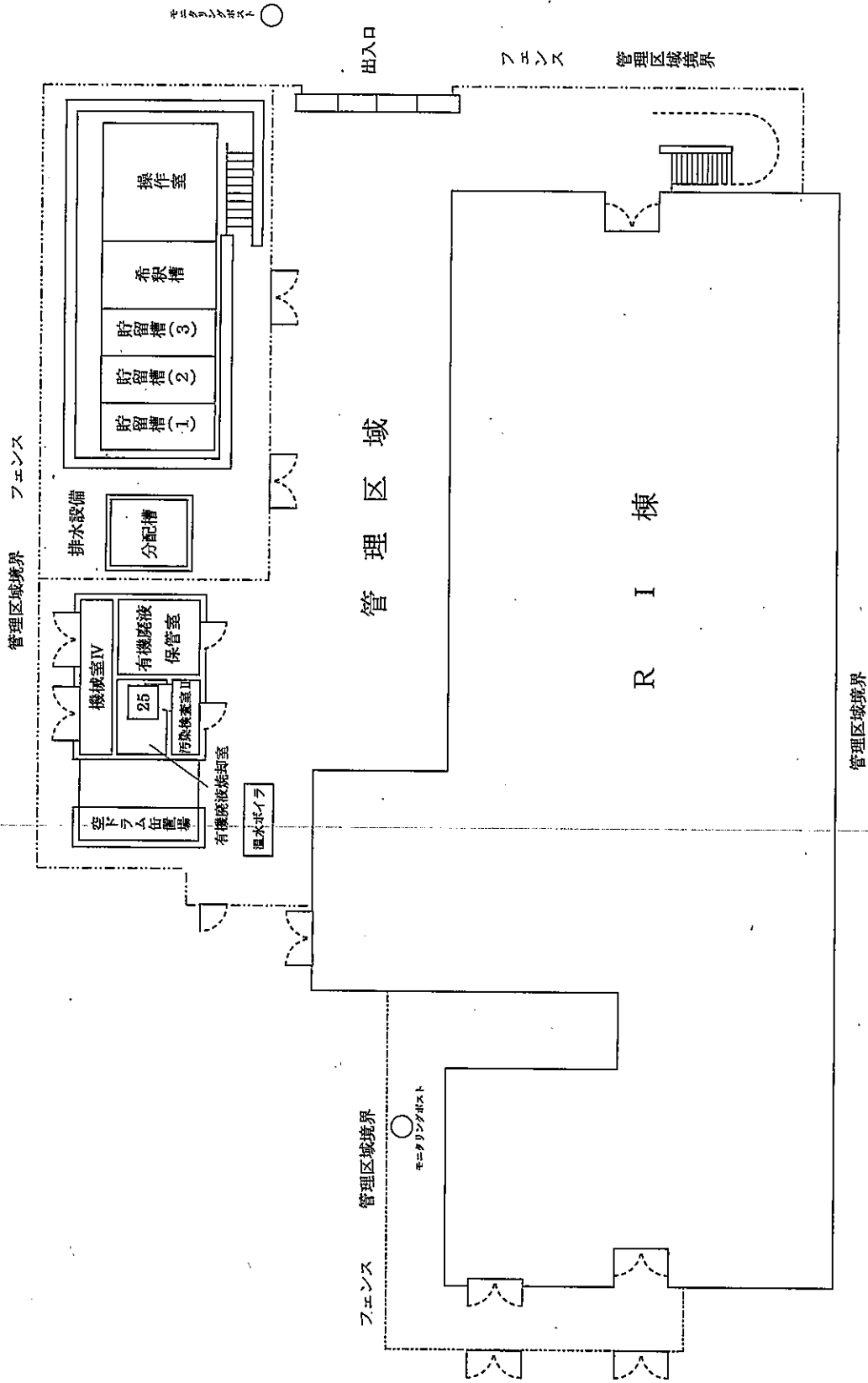
R I 棟 1 階 平面図

◎空气中放射性物質濃度測定箇所



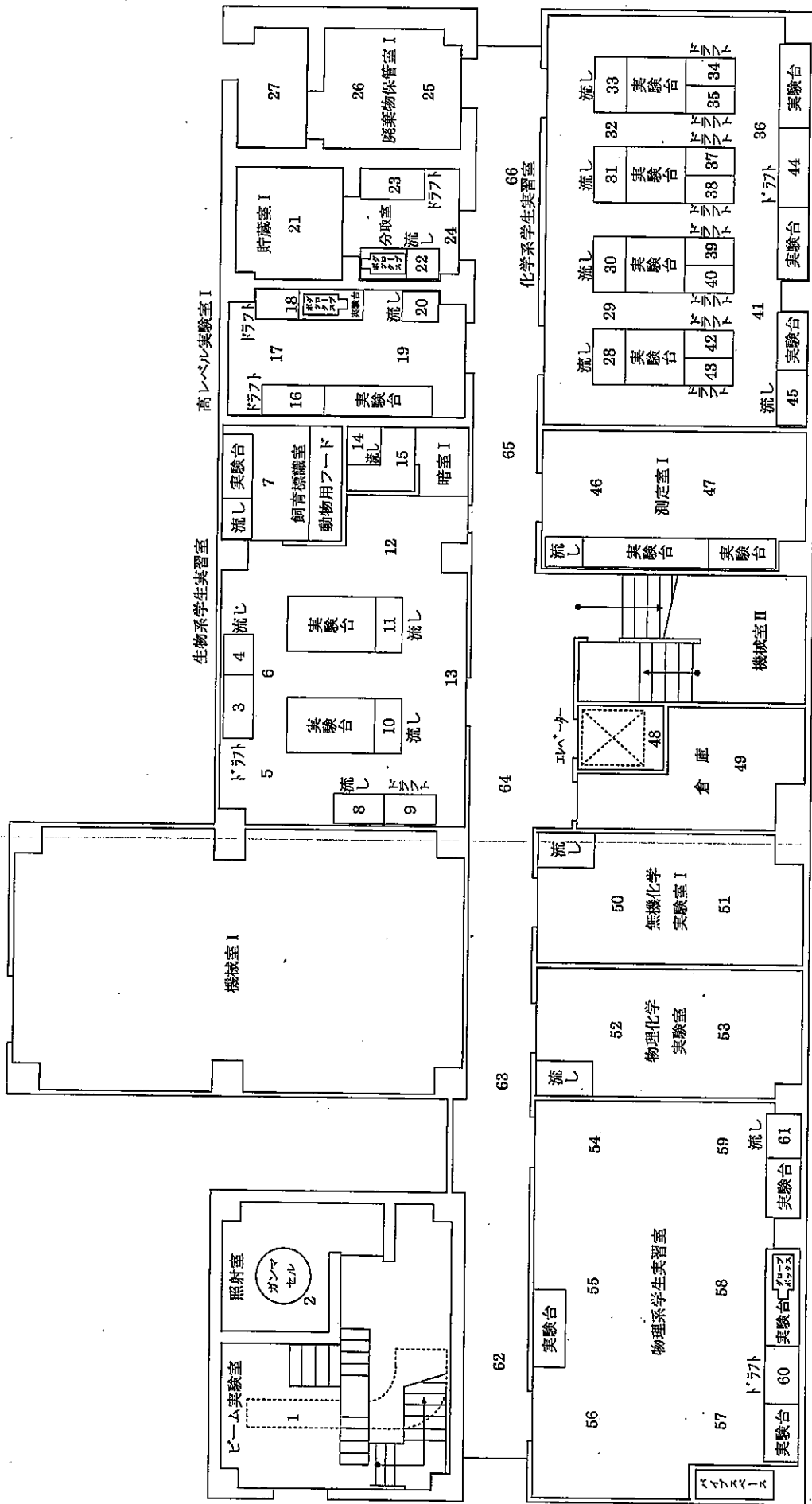
R I 棟 2 階 平面図

◎空气中放射性物質濃度測定箇所



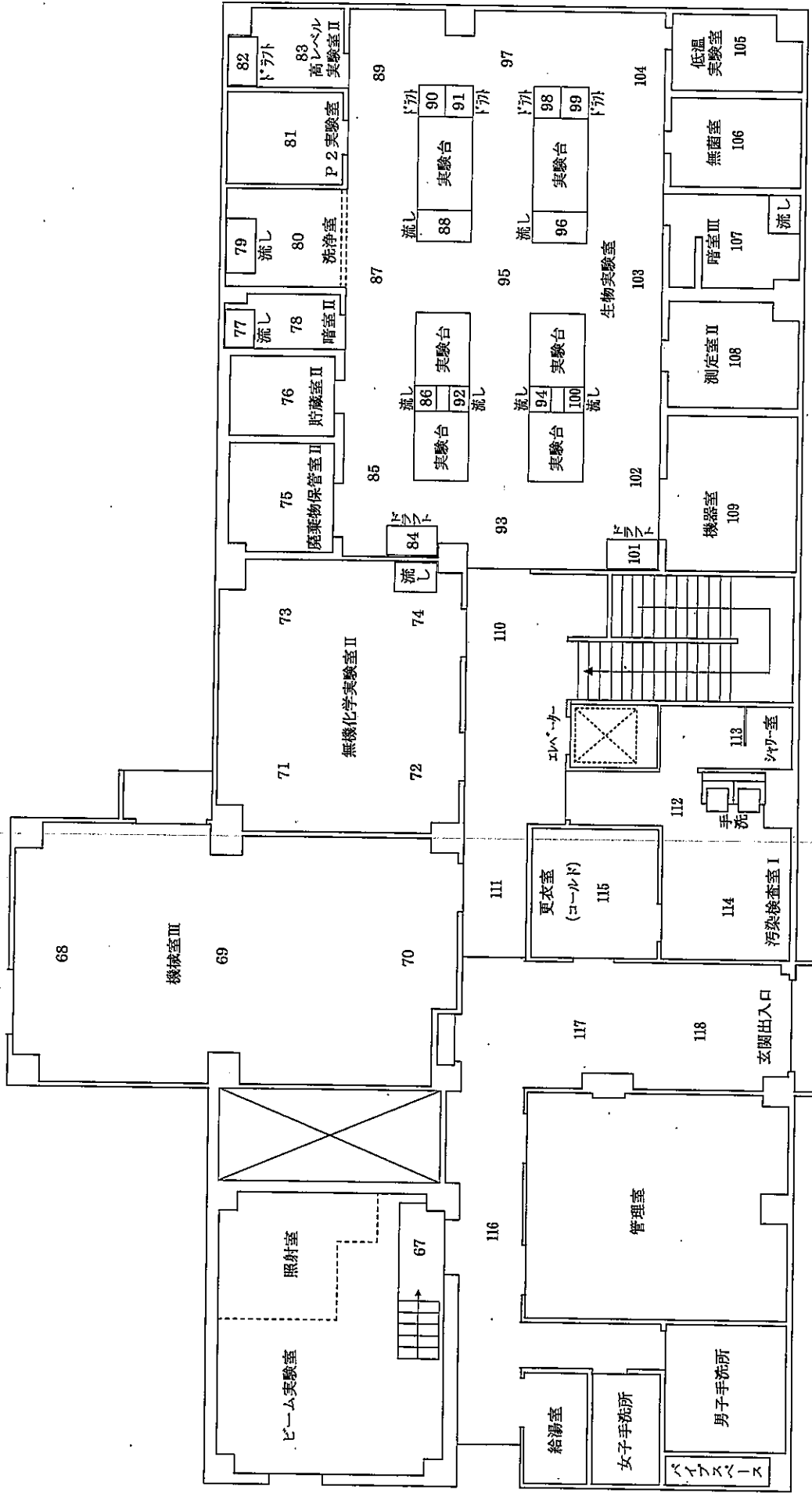
R I 棟・排水設備・有機廃液保管設備

◎表面汚染密度測定箇所



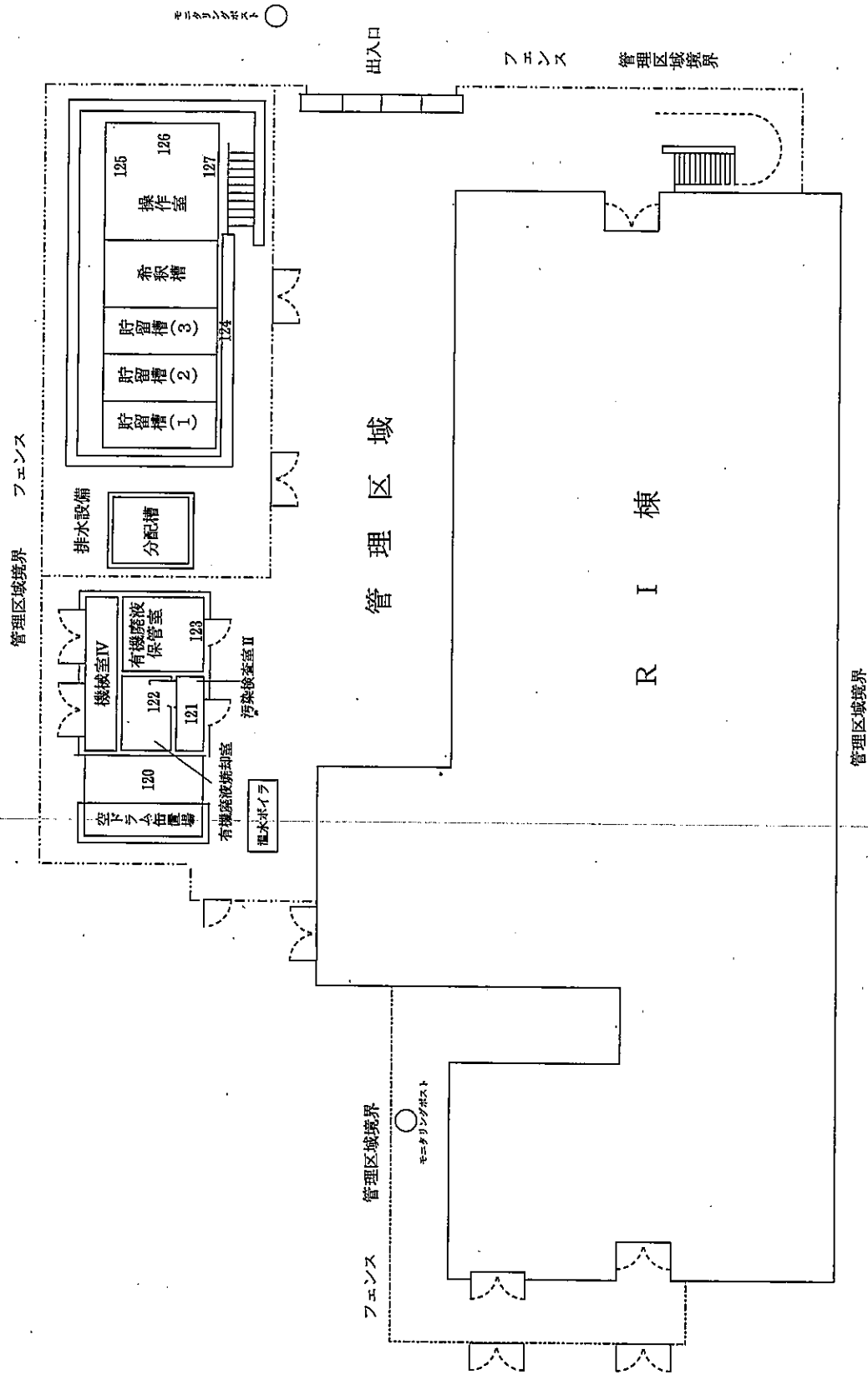
R I 棟 1 階 平面 図

◎表面汚染密度測定箇所



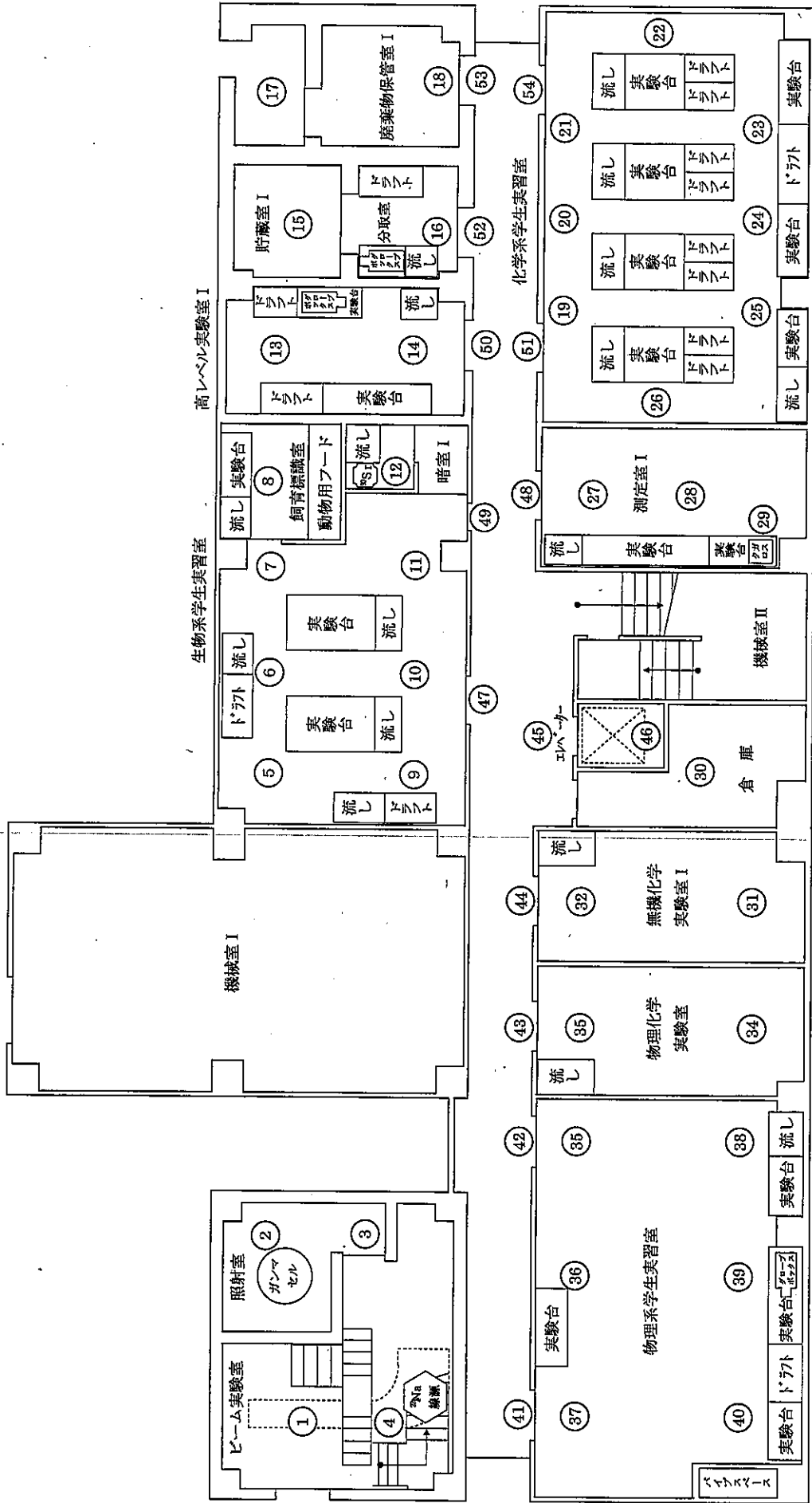
R I 棟 2 階 平面 図

◎表面汚染密度測定箇所



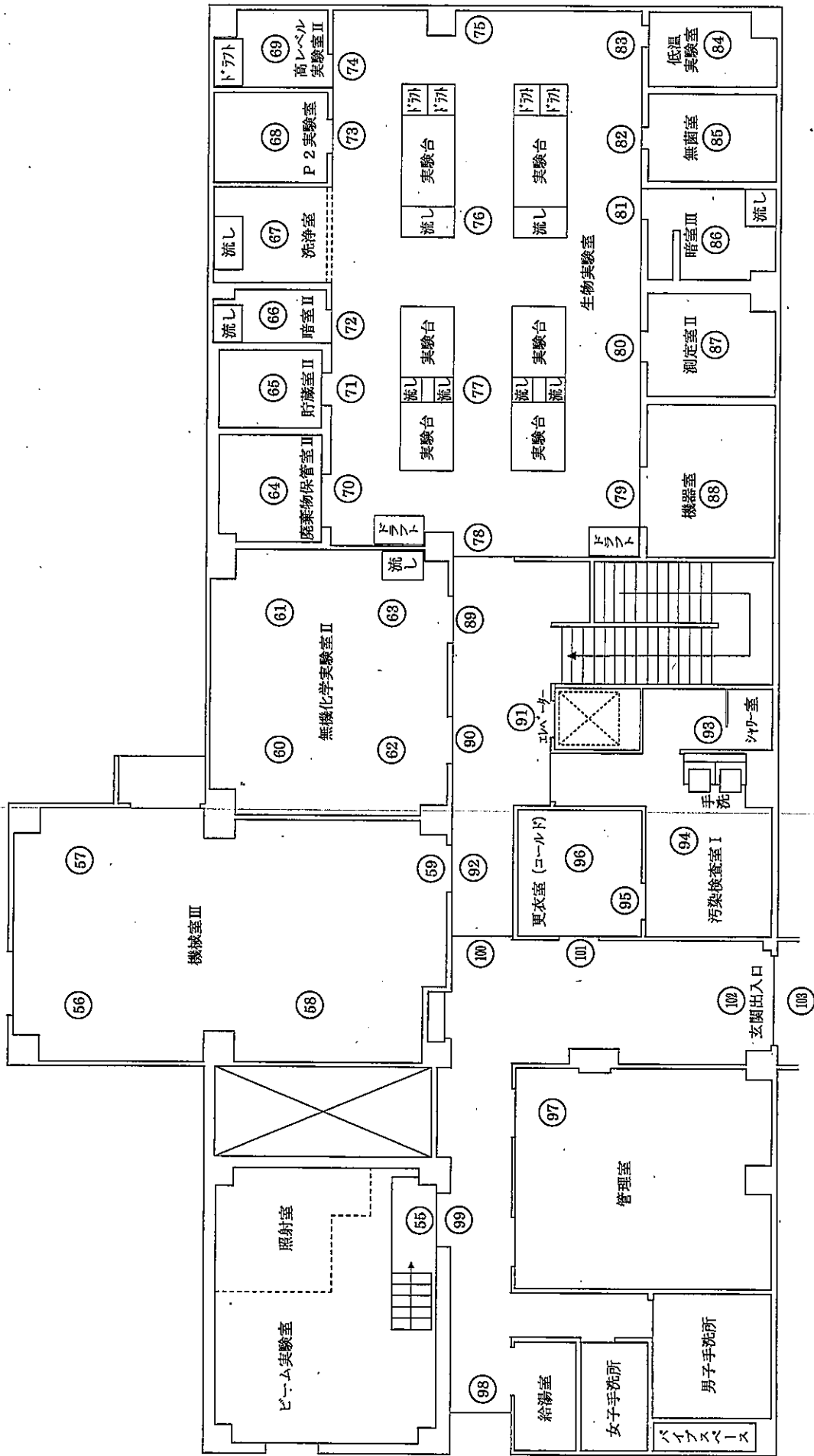
R I 棟・排水設備・有機廃液保管設備

◎空間線量測定箇所



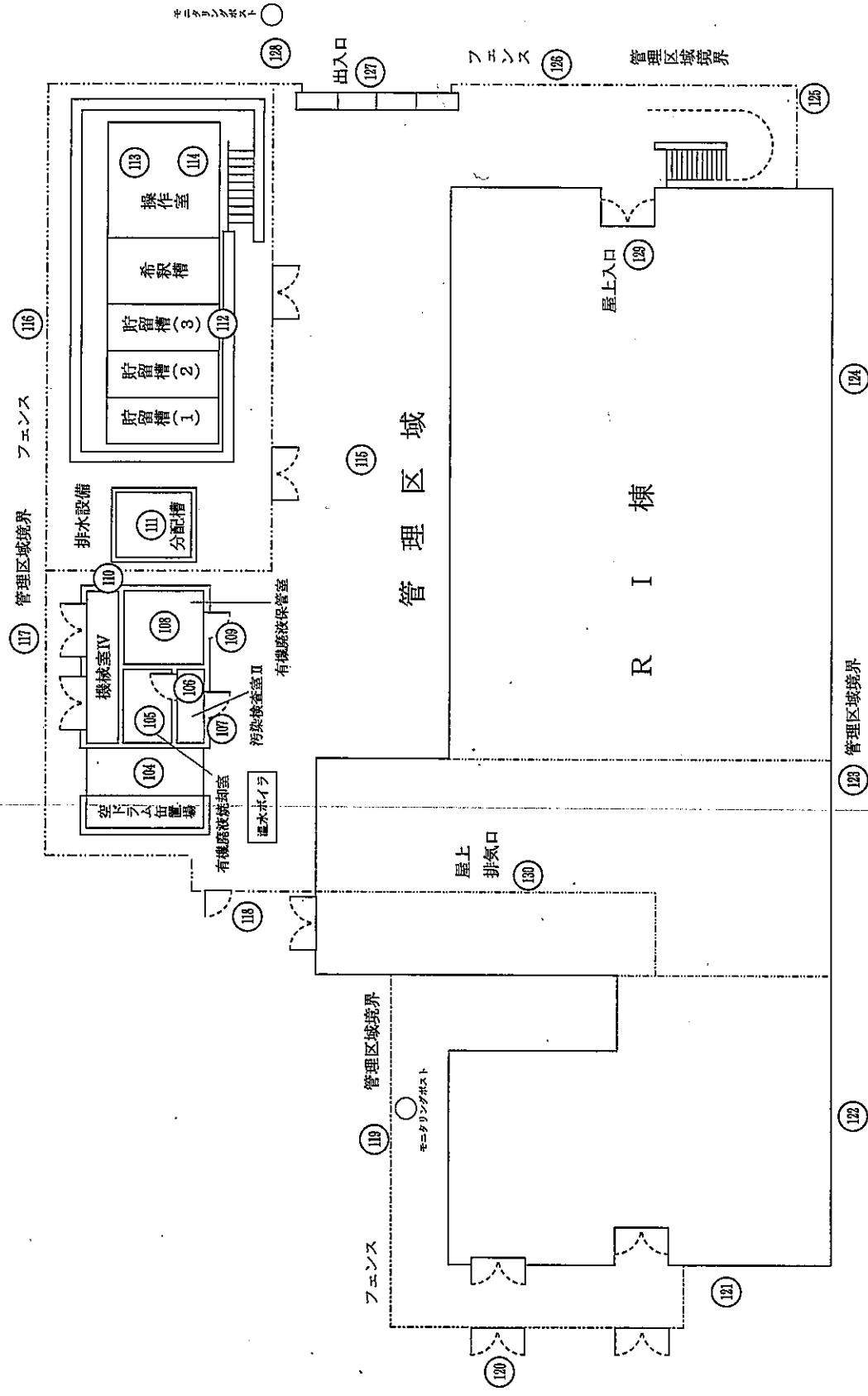
R I 棟 1 階 平面 図

◎空間線量測定箇所



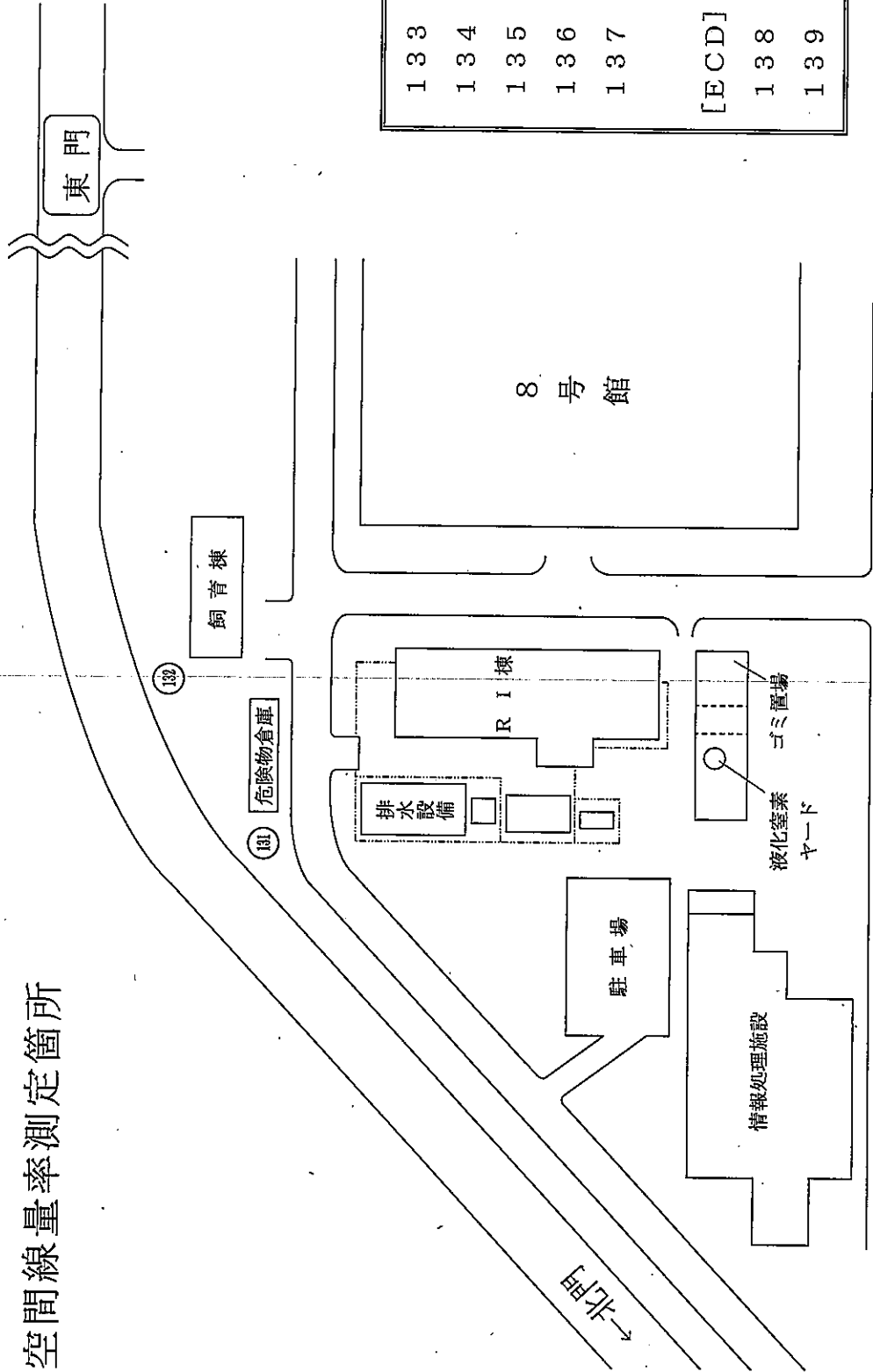
R I 棟 2 階 平面 図

◎空間線量測定箇所



R I 棟・排水設備・有機廃液保管設備

◎空間線量率測定箇所



133	:	学生寮
134	:	8号館 受付
135	:	国際交流会館
136	:	本部 受付 (129)
137	:	南門 受付
[ECD]		
138	:	8号館 4F (436)
139	:	9号館 2F (249)

事業所境界・事業所居住区域・ECDなど

特 記 仕 様 書

1) 管理区域における空气中放射性物質濃度測定業務 (12回/年)

- ①測定項目 空气中放射性物質濃度測定 (作業環境測定法に基づく)
- ②測定ポイント 25 ポイント (BGを含む) (別紙A①～③参照)
- ③採取方法 H、C捕集装置(H-3、C-14 カクテルによる)
ダストサンプラ (ダストろ紙、活性炭含浸ろ紙)
- ④測定方法 β 、 γ 線測定
- ⑤測定器 受託者が測定器を用いて実施すること (一部についてはRI研究施設内にある測定器を使用可能とする)
- ⑥報告 所定の証明書 (報告書) により2週間以内に行うこと

2) 放射線障害防止法に基づく測定業務 (定期・日常)

(定期) 12回/年 (ただし排水中放射性物質濃度測定については年24回)

- ①測定項目 1 排水中放射性物質濃度測定
2 表面汚染密度測定
3 空間線量当量率測定 (作業環境測定法に基づく)
- ②測定ポイント 1 排水中放射性物質濃度測定 1槽 (貯留槽)
2 表面汚染密度測定 127ポイント (別紙B①～③参照)
3 空間線量当量率測定 139ポイント (別紙C①～④参照)
- ③測定方法 1 排水中放射性物質濃度測定
 β 、 γ 放射能測定
2 表面汚染密度測定 (スミヤ法による)
 β 、 γ 放射能測定
3 空間線量当量率測定 (サーベイメータによる)
- ④測定器 受託者の測定器を用いる (一部についてはRI研究施設内にある測定器を使用可能とする)
- ⑤報告 測定項目ごとに記録し、所定の報告書により2週間以内に報告すること
特に高い汚染が判明した場合には本キャンパスの放射線取扱主任者 (以下「主任者」と記載する。) 及び本法人担当者に報告の上、指示に基づく処置を行うこと
なお、主任者については、契約締結後、別途通知することとする

(日常) 毎日

各実験室の実験台上、フード中、廃棄物容器表面及び周辺を適時、サ

ーベイメータを用いて測定する。特に高い汚染が判明した場合には主任者及び本法人担当者に報告し、指示に従うこと

3) R I 研究施設内清掃業務（定期・日常）

（定期） 4回／年

- ①清掃前にサーベイメータを用いて汚染検査を実施すること
- ②イス等の備品を机の上に上げ作業を行うこと（実験器具等は、委託者が事前に整理する。）
- ③室内の床をポリッシャーを用いて洗浄した後、樹脂ワックスを塗布すること
- ④イス等備品を元の位置に戻すこと
- ⑤清掃面積 600 m²
- ⑥業務に用いる消耗品、器具等については受託者の負担とする

（日常） 概ね週1回程度、ただし汚れのひどい場合には必要に応じて実施すること

- ①管理区域及び非管理区域の廊下及び床の乾拭き清掃を実施する。なお、管理区域の廊下・階段の清掃は、埃をたてないようにすること。清掃に必要な洗剤等についてはR I棟に備付けのものを使用すること
- ②清掃の実態により移動した物品は、元の位置に戻すこと

4) ドラフト内清掃業務（4回／年）

- ①清掃前にサーベイメータを用いて汚染検査を実施すること
- ②洗剤及び紙ウエスを用いて清掃を実施すること
- ③清掃後にサーベイメータを用いて汚染検査を実施すること
- ④対象機器：ドラフト22台 動物用フード1台
- ⑤実験器具等は、委託者が事前に整理する。

5) R I 廃棄物分別、詰替業務（4回／年）

- ①使用者によって分類された廃棄物を、公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「協会」と記載する。）が指定する方法に適合するよう分別すること
- ②廃棄物をドラム缶に詰め替える。ドラム缶は委託者が用意する。
- ③ドラム缶の重さ及び表面線量当量率の測定を行い、主任者に報告すること
- ④日本アイソトープ協会へのドラム缶出荷を行うこと

6) 管理区域に立ち入る者の入退管理業務（毎日）

- ①使用者の立入時間及び個人放射線測定器着用を確認すること
- ②立入者の放射線業務従事者登録を確認すること

- ③使用者の退出時間を確認すること
- ④管理区域用作業衣、スリッパの着用を確認すること
- ⑤退出時に身体汚染の検査を行っていることを確認すること

7) 管理区域に立ち入る者の被ばく及び汚染管理業務（毎日）

- ①管理区域に入退域する使用者に対して個人線量計（ガラスバッジ等）の受け渡しを行うこと
- ②毎月、個人放射線測定器を測定のために回収すること
- ③毎月被ばく線量の結果通知書を使用者に引き渡すこと
- ④退出時に身体汚染があった場合は、適当な除染指導を行うこと

8) 管理区域からの持ち出し物品の汚染検査業務（毎日）

- ①不必要な物品の持ち込みを監視し、制限すること
- ②持ち出し物品の汚染検査を行うこと

9) R I モニタリング監視装置の監視及び制御業務（毎日）

- ①毎日、排水及び排気モニターの指示値が異常を示していないかを確認すること
- ②記録用紙の補充を適宜行うこと。記録用紙は委託者が用意する。
- ③メーカーによる総合的機能点検を別途に法人が発注した場合は、立会いを行うこと

④対象機器	モニタリングポスト	2台
	エリアモニタ	7台
	ヨウ素モニタ	2台
	β線ガスモニタ	3台
	ダストモニタ	1台
	γ線ガスモニタ	1台
	γ線水モニタ	1台
	β線(³ H)水モニタ	1台
	オペレーションコンソール	1式

10) 放射線測定器の管理業務（毎日）

- ①バッテリーチェック他、作動試験を実施すること
 - ②メーカーによる総合的機能点検を別途に法人が発注した場合は、立会いを行うこと
- | | | |
|-------|---------------|-----|
| ③対象機器 | サーベイメータ | 10台 |
| | ハンドフットクローズモニタ | 1台 |

なお、毎月1回はチェックングソースを用いてサーベイメータの点検を

実施すること

1 1) 建築物の管理業務（毎日）

- ①床、壁、天井の剥落、亀裂、隙間を目視点検すること
- ②床、壁、天井の遮蔽能力をサーベイメータを用いて確認すること
- ③浸水のおそれを目視点検すること
- ④手指洗浄設備の作動を点検すること
- ⑤カギの作動を点検すること
- ⑥貯蔵室、廃棄物保管室の耐火能力を目視点検すること
- ⑦標識、立入事項の掲示を目視点検すること

1 2) 電気設備の管理業務（毎日）

- ①排風機及びポンプの電流値を読みとること
- ②操作盤内の端子のゆるみ等がないかを目視点検すること
- ③ポンプ、排風機の絶縁測定、電流値測定を実施すること（1回/月）
- ④排水設備の操作盤においては作動試験を実施すること（1回/月）

1 3) 排気設備の管理業務（毎日）

- ①排風機を目視点検及び作動試験を実施すること
- ②排気ダクトの漏れを目視点検をすること
- ③フィルターユニットの錆、漏れを目視点検をすること
- ④フィルターの詰まり度を目視点検をすること
- ⑤室のカギの作動を点検すること

⑥対象機器	フィルターユニット	6台
	排風機	6台

1 4) 排水設備の管理業務（毎日）

- ①タンクの錆、漏れを目視点検をすること
- ②排水バルブ、ポンプを目視及び作動点検を実施すること
- ③タンク内のスラッジの状況を確認すること
- ④タンク上部開口部のカギ、室のカギの作動を点検すること
- ⑤排水管の漏れを目視点検すること

⑥対象機器	ポンプ	11台
	バルブ	11台
	水位計	4台
	タンク	5台

- ⑦管理室に設置されている操作盤を操作して、R I 排水の貯溜槽、希釈槽への送水操作から施設外への排水に至るまでの排水の管理を行うこと

1 5) 有機廃液の焼却業務 (1 回/月)

- ①廃液の放射能濃度及び pH を測定し焼却可能状態に調整すること
- ②廃液焼却装置の運転及び監視を実施すること
- ③残渣の処理を行うこと
- ④廃棄記録の作成をすること
- ⑤作業に必要な薬品溶剤は委託者が負担すること

1 6) 空調設備の点検管理業務

管理区域内にある空調設備について、下記の項目を毎日点検すること

- ①冷温水出口温度
- ②圧縮機の圧力
- ③冷媒漏洩の有無
- ④圧縮機、電動機、配管の異常音および異常振動の有無
- ⑤対象機器 チラーユニット 2 基 (交互に運転)

※ 個人管理システム、放射性物質管理システム及び放射性モニタ用データ処理システム管理の補助を行う。

1 7) 帳簿作成・管理

放射線障害防止法上必要となる帳簿の作成、管理を行う。

1 8) その他

本委託業務の履行に必要な光熱水費、電話料金は原則として委託者の負担とする。什器等については下記の物品 (以下「貸付物品」という。) を受託者に貸し付ける。受託者は善良なる管理者の注意義務をもって貸付物品を取り扱うものとし、その責に帰すべき貸付物品を亡失・損傷した場合には、委託者に対して賠償の責を負うものとする。

貸付物品一覧

物品名	数量	備品番号
片袖机	1	92-002035
回転椅子	1	92-002122

1 9) 緊急時の対応について

- ①異常が出た場合は、直ちに応急措置を行なった上で、主任者及び本法人担当者に連絡するとともに、異常の原因を調査し、対策を検討すること
- ②地震及び火災などの際は、災害防止・安全確保の措置を講じた上で、主任者及び本法人担当者に連絡すること